

児童生徒の自殺と学校教育

法政大学社会学部兼任講師 安齊 順子

1. 生徒指導提要について

2022年12月『生徒指導提要』が12年ぶりに改正された。これは文部科学省が作成するガイドラインであり、1965年に文部省が作成した『生徒指導の手引き』1981年に改訂した『生徒指導の手引』に源流を持つ。12年の間に「いじめ防止対策推進法」（2013年）「教育機会確保法」（2017年）「こども基本法」（2023年）など生徒指導に関する法改正が行われた。今回の『生徒指導提要』では、いじめ、暴力行為への対応、児童虐待、自殺、不登校・中途退学、インターネットに関わる問題、性やジェンダー、発達障害、外国ルーツの子供、などの項目について、細かく指摘されている。筆者が大学生のころ（1980年代）子供の問題は「反社会的行動」「非社会的行動」に分けられ、生徒指導は「反社会的行動」を矯正するため、という側面に多くのリソースが割かれていた印象がある。1980年代は暴走族、非行、校内暴力などの問題が目立っていた。

これまで、教育現場の資料で「自殺」について強調されたり、すべての教員が子供の自殺予防をするべき、という言説を見ることは少なかった。筆者は臨床心理学を専攻しているが、臨床心理学の立場から自殺について述べてみたい。

2. 「自殺企図の実態と予防介入に関する研究」について

厚生労働省の「自殺企図の実態と予防介入に関する研究」（平成16-18年度）によれば、自殺既遂は第1回目の企図であることがわかっている。既遂者の20パーセントしか企図前の周囲に相談をしていなかったことがわかっている。このことから、自殺死を防ぐためには第1回目の企図前でとめること、すなわち一次予防が最も効果的であると考えられている。つまり、周囲の人間が「自殺を考えている人」に気が付き、相談に乗るといった活動をもっと広めなければならない。精神医学的にはうつ病は気分障害の一つに分類され、うつ病の症状に「希死念慮」がある。近年増えている小学生、中学生の自殺がうつ病によるものかは診断がされていないため、断言はできないが、うつ病もしくはうつ状態であった可能性はある。

3. 自殺の危険因子

高橋（1992）によれば、自殺の危険因子は「自殺未遂歴、精神障害の既往、サポートの不足、性別、年

齢、喪失体験、性格、自殺の家族歴、事故傾性、児童虐待」があげられている。学校では自殺未遂歴を知ることができないため（自宅で手首を切るなどをしていても知ることができない）、ここでは事故傾性、つまり学校でけがをすとか、危険な行為をしているかどうかを見ていく必要がある。また、リストカットの跡なども袖から見えることもあるだろう。サポートの不足、は両親が多忙である、両親が離婚した、友人がいない、あるいはいじめられているなどの子供はサポートの不足が予測され、学校の教師が関わる余地があると考えられる。一人一人の子供にじっくり話し合う時間がとれない場合は、学校内にたまり場や相談先を作り、養護教諭やスクールカウンセラーなどと「チーム学校」として対処法を作っていく可能性があげられるだろう。

児童虐待については『生徒指導提要』にも項目が挙げられているが、近年の児童相談所の統計をみると、「心理的虐待」の件数が増え、虐待を行う者も実母、実父の合計比率が9割となっており、「児童虐待を見つかる大人」としての「教師」の役割は高まっていると考えられる。

4. 中高生の自殺の原因

「中高生の自殺予防対策に関する文献的考察」（小室、榊原、2022）によれば、文献レビューによれば中高生の自殺の原因、動機は健康問題、家庭問題、男女問題、学校問題の順に多かった。健康問題は精神疾患、うつ病や適応障害が多かった。家庭問題は親子関係の不和、男女問題は失恋、学校問題ではいじめが最も多かった。中高生の自殺企図者のうち、精神科受診は約6割であった。自殺手段としては飛び降り、薬物中毒の順に多くなっている。薬物の入手方法としては家庭用品（塩素系洗剤）が約7割を占めていた。

筆者の自験例でも、高校生がファブリーズを飲んで死のうとしたり、大学生が市販の風邪薬を100錠飲んで死のうとしたり、また農薬を飲んで死のうとした例が見られた。学校の対策としては、屋上に出られないようにする、飛び降りできそうな窓を設置しない、板を打ち付けるなど物理的に「飛び降りできないようにする」対策が必要になるだろう。また、学校内の薬品関係の管理（理科室、保健室など）も見直す必要がある。過去に学校の教室内で首吊り事件があったことも体験している。紐を吊り下げることができるような物

品を設置しない、学園祭などで物品がたくさん学校にある場合の管理も注意が必要である。

自殺関連行動の実態では、「自殺関連行動あり群」のほうが家族関係、友人関係に困難を感じているという結果であった。「自殺関連行動あり群」では、相談先として「友人」「家族」を選ぶものが有意に低く、「誰にも相談しようと思わない」と回答する割合が有意に高かった。

5. 自殺一次予防対策

中高生への自殺一次予防対策としては以下のようなことが行われている。「心の不調に自分自身で気が付くことができるように自己理解を促す教育」「自他肯定感を高める教育」「生・死を考える教育」「精神疾患についての教育、自殺に関する認識を改める教育」「呼吸法のようにストレスを軽減する方法を教える教育」「周囲の人に助けを求め SOS の出し方教育」「友人に助けを求められたときに適切に対応できる SOS 受け止め方教室」小野貴美子（2015）は「保健師と教師が中学生に対して自殺予防対策を施し、イメージ法や呼吸法を伝えた。実施後のアンケートでは 60% の生徒がよくわかったと回答した」（2015）と報告しており、保健師など外部の力を借りて、教師が学校で「自殺予防対策」を実施する道筋を示している。

東京都足立区では教育委員会と衛生部が協力し、区内の小、中、高校で特別授業「自分を大切にしよう」を実施している。足立区は、生徒を対象とする理由として「①若いうちから自分を大切にすることを教えることで、将来の自殺予防にもつながる ②自分を大切に思えない子どもたちは、いじめなどの問題行動や、援助希求行動をとれず問題を抱え込むなど、将来の自殺のハイリスク者になりかねないため ③青少年期のこころの健康を放置するとその後の人生に大きな影響を与えることもあり、予防に資する教育をすることが重要である」という理由を挙げている。また、「区から派遣された保健師が授業を実施するため、学校側の負担が軽減できる」として、役所（衛生課、保健師）との連携が学校側の負担を軽減させるとしている。

筆者が「教育心理学」の授業で教師による自殺予防について触れた回では学生から「自分がもし教師になったときに、自殺予防教育をしなさいと言われても、なにをやればよいかわからない」という感想が見られた。いま現在（2024）大学生の年代でも小、中学校などで「自殺予防教育」を受けたことがないのであり、自分が受けたことのない授業については、イメージしにくいものと考えられる。筆者自身は臨床心理士になるときの大学院の授業で「自殺を考えている人は止めること、なぜ自殺を考えているのかよく聞くこと」等

カウンセリングの授業を受けたことはある。しかし、「自殺予防」の授業を多くの人々の前で、集団を対象に実施したことはなく、またその授業を受けたことはない。臨床心理士になってから自殺研究者の大原健士郎先生の講演を聞きにいったが、それはカウンセラーとしての研修の一環だった。

今後は教師が「自殺予防教育」を行う場合を念頭に、教職課程で大学生に対して「自殺予防教育」の実施の仕方を伝達するというのも考慮に入れる必要があるだろう。

6. 子どもの自殺に関するデータ

これまで自殺予防対策について述べてきたが、子供の自殺が増えているというデータはあるのだろうか。文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によれば、自殺した児童・生徒数は増加傾向にある。令和 2 年度の児童・生徒の自殺者数は前年度から 98 人増加の 415 人となっている。このデータでは令和 2 年は小学生が 7 名、中学生が 103 名、高校生が 305 名、合計 415 名が亡くなっている。

例えば平成 23 年では小学生 4 名、中学生 41 名、高校生 157 名合計 202 名が亡くなっている。平成 16 年は小学生 4 名、中学生が 31 名、高校生が 91 名、合計 126 名が亡くなっている。神奈川県教育委員会が把握している神奈川県内のデータでは、令和 2 年で小学生が 0 名、中学生が 13 名、高校生が 14 名、合計 27 名が亡くなっている。平成 20 年では小学生 0 名、中学生 0 名、高校生 0 名、合計 0 名となっている。県のデータのほうが比較しやすく、増加している様子が伺える。

日別の発生状況では内閣府「平成 27 年版自殺対策白書」によれば、18 歳以下の自殺は夏休み明けの 9 月 1 日に集中している。内閣府の白書では「児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。」と述べている。学校現場としては、夏休み明けに児童生徒に登校をしてもらうことを期待しているが、9 月 1 日に自殺が集中しているのは学校の再開が児童生徒の心理的プレッシャーになっているということである。これに関しては学校から「学校に来なくてもよい」というメッセージは出しにくいので、「心の不調に気が付く教育」などで自分が無理をしているようなら、9 月 1 日は休む、1 週間程度休んでから登校してもよいなどの段階的な登校を認めるなど、五月雨登校を認めるなど児童生徒の多様性を認めることが必要になっていくことだろう。あくまで学校は教育をす

る場であり、児童生徒の命が失われてしまっは教育を行うこともできない。普段から教師も生徒も「命を大切にする教育」を行うことが今後の学校にとって必要になっていくと考えられる。

7. 今後の展望

今後は海外の自殺予防の研究、自殺の原因の研究なども調べ、論文として発表していく必要がある。国内の文献調査も、今後システマティックに行い、どのような自殺予防の対策が教育現場で行われているのかを確認していく必要がある。

文献

- 高橋祥友 1992 「自殺の危険 臨床的評価と危機介入」金剛出版
- 小室紗也香、榊原 文 2022 「中高生の自殺予防対策に関する文献的考察」
- 島根大学医学部紀要、第 44 巻、11-18 頁
- 小野貴美子 2015 「中学生を対象にした自殺予防講話」別府大学短期大学部紀要、34 号、43-53 頁